

危険の予測及び回避 並びに緊急時における対応方法

ドライバーに対する事故防止教育における国の一ガイドラインである「指導・監督指針」が改正され、今年の3月12日に施行される見通しです。「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」では、「注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用すること」、「降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる」という内容として追加されます。前月号で降雪が運転に与える影響や注意事項を解説しましたので、今月号ではI.危険予測の重要性、II.指差呼称の効果、また緊急時における適切な対応として、III.自然災害に遭遇した場合の対応について東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

●ドライバーに対する「指導・監督指針」の改正概要

項目	改正後の追加内容
①トラックを運転する場合の心構え	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受けける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③トラックの構造上の特性	トレーラーを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる トレーラーにより、コンテナを運搬する事業者にあっては、コンテナラックの重要性を理解させる
④貨物の正しい積載方法	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤過積載の危険性	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受けける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項	該当する事業者にあってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物及び運搬前の安全確認について理解させる
⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通状況	改正なし
⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用すること 降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪健康管理の重要性	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

I. 積極的に危険を見つける姿勢と確実な安全確認が安全運転の前提

最初に危険予測の重要性について考えてみましょう。交通事故の直接要因の多くは、安全確認の不足とされています。警察庁の統計によると、安全不確認や脇見運転といった認知・判断に関する違反が上位を占めていることがわかります【グラフ1】。さらに、認知・

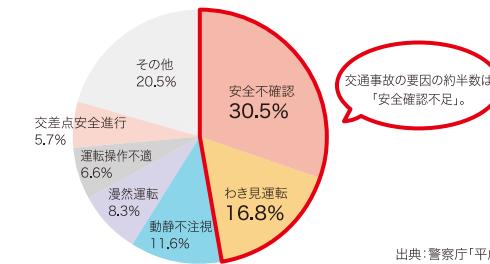
判断に関するミスの背景要因の1つとして、「大丈夫だろう」といったドライバーの過信・気の緩みが考えられます。そのため、「適切な緊張感」や「危険があるかもしれない」という姿勢の基に危険予測と確実な安全確認が必要となります。

進藤恵介 (しんどう けいすけ)

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 自動車リスク本部 主任研究員

保有資格：日本交通心理学会認定 交通心理士、運行管理者(貨物) 旅客・貨物運送事業者を中心に、交通事故削減コンサルティングに従事。運行管理者向けマネジメントスキル向上研修を多数実施。

【グラフ1】法令違反別の事故状況



出典：警察庁「平成27年における交通事故の発生状況」より
東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

II. 「指差呼称」により感覚を総動員

安全確認の精度を上げる手段の1つとして「指差呼称」があります。指差呼称とは、道路の信号や標識などを指差し、その対象の名称や状態を声に出して確認することを言います。財団法人(現公益財団法人)鉄道総合技術研究所が実施した効果検定実験によれば、「指差しと呼称を共に行わなかった」場合、操作ボタンの押し間違い発生率が2.38%であったのに対し、「指差しと呼称を共に行った」場合では0.38%となり、ミスの発生率が約1/6に減少という結果でした【グラフ2】。運転場面に応用する場合、右左折など複数の確認箇所がある時は、停止した状態で行うことにしておきましょう。

【グラフ2】操作ボタンの押し間違い発生率



出典：厚生労働省Webサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo72_1.html) より
東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

III. 自然災害への対応は日頃から

最後に、緊急時として自然災害に遭遇した場合の対応について整理しておきましょう。自然災害に遭遇した場合、ドライバーに求められる行動として①安全確保と②運行管理者への報告の2点があります。

1点目については、運行中に地震や津波、土砂災害、河川の氾濫などに遭遇した場合、ドライバー自身の安全確保が必要になります。停車させる場合、落下物や倒壊の恐れがある構造物を避け、安全な場所を選ぶことが必要です。さらに、車両から離れる時は警察などが車両移動させる際の障害にならないよう、「鍵をついたままにしておく」「ドアロックしない」など、通常とは異なる対応が必要となります。災害に応じて対応方法

が異なるため、組織として緊急時の対応手順を定めておくこと、定めた手順が実行できるよう教育・訓練することが大切であると言えます。

2点目については、ドライバーは運行管理者へ状況を報告し、運行休止を含めた指示を受ける必要があります。こういった緊急時のコミュニケーションのためには、日常からの意識付けや連絡方法・手段の共有が重要です。そのため、ドライバー自身が災害に対する意識を高められるよう、点呼や会議などを通じて気象情報・道路情報も共有しましょう。また、災害発生時における情報伝達の仕組みを定めておき、ドライバーへの周知徹底を図りましょう。